

令和6年度 所沢市ふるさと応援寄附業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

ふるさと応援寄附における返礼品業務の実施には、ふるさと応援寄附についての豊富な知識と経験、返礼品に係る企画力、市内事業者との調整力が必要である。

この要領は、所沢市（以下「本市」という。）が発注する「ふるさと応援寄附業務委託」について、このような能力を有する事業者から広く提案を受け、事業の実施に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル（企画提案）方式による手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（1）業務委託名

所沢市ふるさと応援寄附業務委託

（2）委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

ただし、契約締結日から運用開始までは準備期間とし、これに係る委託料は発生しないものとする。また、業務委託期間中に申し込みがあった案件については、業務委託期間終了後においても、受注者は本契約に基づき、適切に対応するものとする。

（3）委託内容

仕様書のとおり

（4）支払方法

受注者は、毎月1日から末日までの実績について、翌月15営業日までに発注者に実績報告書を提出しなければならない。また、委託料の支払いは1か月単位で行うこととし、発注者は受注者から適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、本業務の趣旨を理解し、次の事項を全て満たしていることとする。

（1）令和5年度以降において本事業に類似する業務委託を履行した実績のある事業者であること。

（2）次のアからオまでのすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

イ 公告の日から契約締結の日までの期間に、本市の指名停止等の処置を受けていない者。

- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- エ 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員、所沢市暴力団排除条例（平成24年9月28日条例第32号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員並びに第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

4 スケジュール

令和6年 6月28日（金）	告示、実施要領の公表
令和6年 7月 4日（木）午後5時まで	参加申込に関わる質疑受付期限
令和6年 7月 9日（火）午後5時まで	参加申込に関わる質疑回答
令和6年 7月12日（金）午後5時まで	参加申込及び企画提案の提出期限
令和6年 7月22日（月）	プレゼンテーション審査
令和6年 7月26日（金）まで	審査結果の通知
令和6年 7月下旬	契約締結

※ 参加申込者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査による選考を実施し、選考結果を通知する。

5 参加申込に関わる質問書の受付及び回答

(1) 受付期限

令和6年7月4日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

「質問書（様式1）」に記入の上、電子メールで提出すること。電話での質問には応じない。
質問書を電子メールで送信後、到達確認のため電話確認をすること。

【連絡先】所沢市産業経済部産業振興課

電話：04-2998-9157（直通）

メール：a9157@city.tokorozawa.^{エル}lg.jp

(3) 回答方法

質問を行った事業者名等を伏せた上で、令和6年7月9日（火）午後5時までに、本市ホームページで回答する。質問書を提出しない場合にも必ず確認すること。

6 プロポーザル参加希望書及び企画提案書の受付

(1) 受付期間

令和6年6月28日（金）から令和6年7月12日（金）午後5時まで（必着）

※持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

※受付期間内に書類が提出されない場合は、参加できない。

(2) 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は、到達したことを確認できる種類で郵送することを推奨する。

なお、不着の場合の責任を市は負わないものとする。

【宛先】

所沢市産業経済部産業振興課

〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1 所沢市役所別館

電話：04-2998-9157（直通）

メール：a9157@city.tokorozawa.^{エル}lg.jp

(3) 提出書類及び留意事項

企画提案書は「所沢市ふるさと応援寄附業務委託仕様書」の内容を満たす提案内容で、提出書類ごとにA4版で作成すること。

なお、副本にも全ての添付書類を添付すること。

順番	名称	様式	留意事項
1	プロポーザル参加希望書	様式2	
2	国税及び地方税の納税証明書		・納税証明書の種類は「指定された納期限を過ぎた分について滞納がないこと。」とする。 なお、応募日前3か月以内に交付されたものを添付すること。 ・所沢市に納税がない場合、本店所在地の納税証明書を提出すること。

3	企画提案書	様式3	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の概要（設立趣旨、事業内容、実績）が分かるパンフレット等があれば添付すること。 ・仕様書に基づき作成し、様式の項目ごとに記載すること。 ・提案に当たっては、「仕様書の内容を具体化したもの」と「独自に提案するもの」の区別が明確に判別できるようにすること。
4	参考見積書	様式4	<ul style="list-style-type: none"> ・法人代表者印を押印すること。 ・正本には原本を添付し、副本にはコピーを添付すること。 ・仕様書に基づき作成し、本市が負担する費用を項目ごとに内訳及び単価等を記載すること。
5	法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）、定款、寄附行為、その他これらに類する書類		<ul style="list-style-type: none"> ・法人以外の団体の場合は、団体の設立を定めた規約その他これに類する書類

(4) 提出部数

提出書類は、正本1部及び副本（カラーコピー可）8部

(5) 企画提案の辞退

参加申し込み後の企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。提出は、持参又は郵送（配達証明付）により提出すること。

7 優先交渉権者の選定

(1) 審査方法

本市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置する。選定にあたっては、実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認した後、提出のあった企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、選定委員会が定める評価基準に従い審査する。なお、参加者が1者であっても審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

選定委員会が、企画提案書の内容をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、企画提案内容、実務実施能力、業務実施体制、見積額等の内容を総合的に審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、出席者は最大5名とし、業務に携わるスタッフが1名以上出席すること。詳細については、別途通知によるものとする。審査は非公開とする。

① 審査日：令和6年7月22日（月）

② 発表時間：説明20分、質疑応答時間15分程度

提案書以外の資料がある場合は持ち込み可能。A4版で8部持参すること。

提案書等の資料はスクリーン投影可能（VGA、HDMI対応）。投影する場合はPCを持参すること。

(3) 選定方法

審査の結果、評価が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。また、優先交渉権者に加え、評価が2番目に高い提案者を次点者として選定する。なお、1位が同点となった場合又は2位が同点となった場合には、選定委員による合議で決定する。

参加事業者が1者の場合、選定委員による協議で受託候補者として適当であると認められた場合のみ優先交渉権者とする。

(4) 審査結果

令和6年7月26日（金）までに、事業者に対して個別に電話又は電子メールで連絡し、併せて文書で通知する。なお、審査結果についての問い合わせには応じない。

8 契約の相手方の決定方法

市は、優先交渉権者（審査の結果、評価が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は優先交渉権者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、優先交渉権者が、業務履行に必要な能力を有しない場合や契約締結までの間に事故がある場合等、委託契約の協議が整わない場合は、評価が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

9 結果の公表

本市ホームページで公表する。

10 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当する提案は、失格とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 「6（3）提出書類及び留意事項」に定める書類がないもの。
- カ 見積金額を訂正したもの。
- キ 誤字、脱字等により意思表示が不良であるもの、又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたもの。

11 その他留意事項

- （1）応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- （2）提出書類は返却しない。なお、本市は、参加者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。
- （3）提出書類の知的所有権は、提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、所沢市情報公開条例に基づき公開される場合がある。
- （4）本市は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- （5）本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用できない。また、参加者は、応募に当たって知り得た情報を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- （6）参加者は1つの提案しか行うことができない。
- （7）提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。
- （8）提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、参加者は失格とする。
- （9）「3参加資格」の要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うこととなる。また、提出された企画提案書は無効となる。
- （10）業務委託における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更できるものとする。
- （11）本実施要領に記載のない事項については、本市の指示によるものとする。

(12) 連絡先（応募書類の提出先）

〒359-8501

埼玉県所沢市並木1-1-1 所沢市役所別館

所沢市産業経済部産業振興課 アンザイ フジサキ 安齊・藤崎

電話：04-2998-9157（直通）

メール：a9155@city.tokorozawa.lg.jp エル